

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市檜島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第1号 宇治市市税条例の一部を改正する条例…（市民税課）… 2

規 則

- 規則第1号 一般財団法人宇治市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則…（生涯学習課）… 2

告 示

- 告示第9号 国土調査の実施…（建設総務課）… 2

公 告

- 公告第1号 宇治都市計画地区計画の変更案の縦覧
 ……（都市計画課）… 3
- 公告第3号 宇治市職員証の無効…（人事課）… 3

教 育 委 員 会

- 告示第1号 公印の新調及び廃止… 3
- 訓令甲第1号 宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程
 …… 3
- 訓令甲第2号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程… 3

監 査 委 員

- 公表第8号 定期監査の結果の報告… 4

農 業 委 員 会

- 公告第1号 農業委員会定例総会の招集… 4

公 営 企 業

- 告示第1号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始… 4
- 公告第1号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更… 4
- 公告第2号 宇治市指定給水装置工事業者の指定事項の変更… 4

条 例

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。
令和元年5月21日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第1号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第1項前段中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第5条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第7条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「よつて」を「より」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第7条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の2並びに附則第5条の4及び第7条の2の規定は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第23条の2第1項及び附則第7条の2の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第23条の2第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第7条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は宇治市市税条例の一部を改正する条例（令和元年宇治市条例第1号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宇治市市税条例附則第7条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第7条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税

法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（揭示済）

規 則

一般財団法人宇治市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則を、ここに公布する。

令和元年5月22日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第1号

一般財団法人宇治市体育協会の名称変更に伴う関係規則の整理に関する規則

（宇治市都市公園条例施行規則の一部改正）

第1条 宇治市都市公園条例施行規則（昭和40年宇治市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第21条中「、一般財団法人宇治市体育協会」を「、一般財団法人宇治市スポーツ協会」に改める。

（宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則の一部改正）

第2条 宇治市総合野外活動センターの使用料に関する規則（平成11年宇治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「一般財団法人宇治市体育協会」を「一般財団法人宇治市スポーツ協会」に改める。

（宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則の一部改正）

第3条 宇治市巨椋ふれあい運動ひろばの使用料に関する規則（平成11年宇治市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、一般財団法人宇治市体育協会」を「、一般財団法人宇治市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第9号

国土調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により国土調査を次のとおり実施しますので、同法第7条の規定により告示します。

令和元年5月22日

宇治市長 山本 正

1 事業計画が定められた年月日

平成31年4月1日

2 調査を実施する者の名称

宇治市

3 調査地域

宇治市平尾台の一部（四丁目）

4 調査期間

令和元年5月31日から令和2年3月31日まで

（揭示済）

公 告

宇治市公告第1号

宇治都市計画地区計画の変更案の縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供します。

なお、本市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、本市に意見書を提出することができます。

令和元年5月20日

宇治市長 山本 正

- 1 都市計画の種類及び名称
宇治都市計画地区計画(里尻地区)
2 都市計画を定める土地の区域
宇治市宇治里尻の一部
3 都市計画の変更案の縦覧場所
宇治市都市整備部都市計画課
4 都市計画の変更案の縦覧期間
令和元年5月20日から同年6月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(揭示済)

宇治市公告第3号

宇治市職員証の無効について

次の宇治市職員証は紛失により無効としたので公告します。

令和元年5月31日

宇治市長 山本 正

Table with 4 columns: 番号, 氏名, 発行日, 有効期限. Row 1: 2477, (blank), 平成31年4月1日, 平成36年(2024年)3月31日

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第1号

公印の新調及び廃止について

宇治市教育委員会公印規則(昭和50年宇治市教育委員会規則第2号)第6条第1項の規定により、次のとおり公印を新調し、及び廃止したので、同条第2項の規定により告示します。

令和元年5月16日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

新調

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用開始年月日, 印影. Row 1: 京都府宇治市立大開小学校長之印, 大開小学校長の名をもって発する文書, 令和元年5月20日, (Seal image)

廃止

Table with 4 columns: 公印の名称, 使用区分, 使用廃止年月日, 印影

Table with 4 columns: 京都府宇治市立大開小学校長之印, 大開小学校長の名をもって発する文書, 令和元年5月20日, (Seal image)

(揭示済)

宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号

宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和元年5月22日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程(宇治市教育委員会事務決裁規程(昭和59年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2生涯学習課に関する事項の項第21号中「一般財団法人宇治市体育協会」を「一般財団法人宇治市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

宇治市教育委員会教育長訓令甲第2号

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和元年5月22日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程(平成2年宇治市教育委員会教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

別表第2項中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、同項第20号中「登録及び」を「登録又は」に、「手続及び」を「手続若しくは」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第15号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第14号中「第22号ア」を「第23号ア」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「第16号」を「第17号」に、「第18号」を「第19号」に、「90分」を「90分(配偶者のない職員等にあつては、120分)」に、「45分」を「45分(配偶者のない職員等にあつては、60分)」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

Table with 6 columns: (8)職, 職, 不妊治療, 1年について, 病気休暇, 校長, 特別休暇, 特別休暇. Row 1: (8)職, 不妊治療とは、医師が行う妊娠治療を受ける場合, 1年について6日以内でその都度必要と認められる期間, 病気休暇・特別休暇申請書(別記様式第2号), 校長, 特別休暇, 特別休暇(その他)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和元年5月21日

宇治市監査委員
森 真二
松岡 ゆかり

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

平成30年度市民環境部の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

平成31年2月1日から同年3月26日まで

第4 監査の概要

この監査は、市民環境部人権啓発課及び男女共同参画課における事務事業のうち、主として平成30年4月1日から同年12月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿・証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

使用料収入状況（男女共同参画課）

負担金支出状況（人権啓発課）

委託料支出状況（人権啓発課、男女共同参画課）

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 人権啓発課

(1) 負担金支出状況について
特になし。

(2) 委託料支出状況について
特になし。

2 男女共同参画課

(1) 使用料収入状況について
入金の遅れが見受けられた。今後は適正な事務の執行に努められたい。

(2) 委託料支出状況について
特になし。

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員公告第1号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第24回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和元年5月31日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和元年6月5日 9時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認に

ついて

- 2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
3 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について
4 非農地証明願の承認について
5 非農地通知の決定について
6 専決事項の報告
7 その他

公営企業

宇治市上下水道事業告示第1号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和元年5月31日

宇治市長 山本 正

Table with 4 columns: 供用及び処理開始年月日, 供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置, 排水施設の合流式又は分流式の別, 終末処理場の位置及び名称. Content includes: 令和元年5月31日, 小倉町春日森の一部・久保の一部、伊勢田町中山の一部, 分流式, 八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第1号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和元年5月31日

宇治市長 山本 正

Table with 3 columns: 指定番号, 変更前, 変更後. Content includes: 第363号, 松村設備工業, 株式会社祐

宇治市上下水道事業公告第2号

宇治市指定給水装置工事業者の指定事項の変更について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、宇治市指定給水装置工事業者から指定事項変更の届出がありましたので公告します。

令和元年5月31日

宇治市長 山本 正

Table with 3 columns: 指定番号, 変更前, 変更後. Content includes: 第460号, 村松設備工業, 株式会社祐